平成１５年5月２３日

修善寺町外３町合併協議会
会　長　　大　城　　伸　彦　　様

修善寺町外３町新市報酬等審議会
会　長　　大　川　　信　光

新市議会議員、新市特別職の職員で常勤の者、教育長及び新市特別職の職員で非常勤の者の報酬額について（答申）

平成 15 年４月 17 日修善寺町外 3 町合併協議会長大城伸彦氏から、修善寺町外３町新市報酬等審議会委員に任命され、新市議会議員、新市特別職の職員で常勤の者、教育長及び新市特別職の職員で非常勤の者の報酬額について諮問を受けたので、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。

１　新市議会議員等報酬額

（１）新市特別職の職員で常勤の者及び教育長

| | |
|---|---|
| 市　長 | ７８０，０００円（月額） |
| 助　役 | ６６０，０００円（月額） |
| 収入役 | ６００，０００円（月額） |
| 教育長 | ５７０，０００円（月額） |
| 市長職務執行者 | 市長と同額 |

（２）新市議会議員

合併特例法の在任特例期間（合併時～平成 16 年 10 月 31 日）

| | |
|---|---|
| 議　長 | ２８０，０００円（月額） |
| 副議長 | １９０，０００円（月額） |
| 常任委員長 | １８０，０００円（月額） |
| 議　員 | １７０，０００円（月額） |

合併特例法の在任特例期間後（平成 16 年 11 月１日～）

| | |
|---|---|
| 議　長 | ３５０，０００円（月額） |
| 副議長 | ２９０，０００円（月額） |
| 常任委員長 | ２７０，０００円（月額） |
| 議　員 | ２６０，０００円（月額） |

（３）新市特別職の職員で非常勤の者

別紙１のとおり

２　答申の理由

（１）修善寺町、土肥町、天城湯ケ島町、中伊豆町が合併し新市の議員等の報酬額を答申するものであるため、合併後の人口規模及び財政力の類似している静岡県内の市及び町を参考にした。

（２）合併により住民が期待しているものの一つである、行政経費の削減を考慮しながら議員等それぞれの職務が十分行えるよう配慮した。

（３）議員の報酬額については、在任特例期間の 57 名の報酬額と在任期間後の定数と分けて審議したが、在任期間後は定数 26 名を前提にした。

別　紙１

新市特別職の職員で非常勤の者の報酬額

| 区　　分 | 委　員　長 | 委　　員 |
|---|---|---|
| 教育委員会 | ７，０００　／日 | ６，０００　／日 |
| 選挙管理委員会 | ７，０００　／日 | ６，０００　／日 |
| 固定資産評価審査委員会 | ７，０００　／日 | ６，０００　／日 |
| 農業委員会 | ７，０００　／日 | ６，０００　／日 |
| 監査委員 | | ９，０００　／日 |
| 選挙長 | 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律<br>第１４条の規定による額 | |
| 投票管理者 | | |
| 開票管理者 | | |
| 投票立会人 | | |
| 開票立会人 | | |
| 選挙立会人 | | |
| 社会教育委員 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 公民館運営審議委員会 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 青少年問題協議会 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 文化財保護審議委員 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 体育指導員 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 特別職報酬等審議会 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 使用料等審議会 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 総合計画審議会 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 国民健康保険運営協議会 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 中豆斎場運営委員会 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 民生委員推薦委員会 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 水防協議会 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |
| 情報公開審査会 | | １０，０００　／日 |
| 民間交通指導員 | | ７，０００　／月 |
| その他条例等で定める委員 | ６，０００　／日 | ５，５００　／日 |

3　審議経過

○ 第１回審議会（平成 15 年４月 17 日）

（１）修善寺町外３町合併協議会長から委嘱状の交付を受けた。

（２）修善寺町外３町合併協議会長から新市議会議員、新市特別職の職員で常勤の者、教育長及び新市特別職の職員で非常勤の者の報酬額を答申するように諮問する旨の挨拶があった。

（３）審議会規程に基づき、会長・会長職務代理者を選出した。

会　　長　　大川　信光

会長職務代理者　　原　　稔

（４）合併協議会事務局から資料の説明を受け、質問・意見等行った。

（５）次回を４月 23 日と決め散会した。

○ 第 2 回審議会（平成 15 年４月 23 日）

（１）特別職の職員で常勤の者（市長、助役、収入役）及び教育長の報酬額の審議を行った。

（２）新市になってからの業務量、他の類似市町村とのバランス及び合併で期待される経費削減を中心に審議し、市長、助役、収入役、教育長の答申する報酬額を決定した。

（３）次回を５月 14 日と決め散会した。

○ 第３回審議会（平成 15 年５月 14 日）

（１）議員の報酬額の審議を行った。

（２）合併特例法の在任特例期間の議員と在任特例期間後の議員に分けて審議を行い、議長、副議長、常任委員長、議員の報酬額を決定した。

（３）次回を５月 21 日と決め散会した。

○ 第４回審議会（平成 15 年５月 21 日）

（１）特別職の職員で非常勤の者の報酬額の審議を行った。

（２）特別職の職員の職務の状況、新市と旧町の人数比較及び合併４町の現状を考慮し、報酬額を決定した。

（３）修善寺町外３町合併協議会長への答申書の内容を確認し、諮問された審議を終了した。